

関市地区スポーツ推進事業補助金制度のご案内

自治会などで地域住民の方を対象に、お互いの親睦や健康増進を目的とした運動会、または軽スポーツ大会などを開催する場合は、関市地区スポーツ推進事業補助金をご利用いただけます。

1. 対象となる事業

(1) 地区運動会

10種目以上の種目で、5時間以上開催する場合。

(2) 軽スポーツ大会

ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、パターゴルフなどの軽スポーツ大会で3時間以上開催する場合。

(3) その他のスポーツ事業

ジョギング大会、ウォーキング大会などで3時間以上開催する場合。

※自治会対抗スポーツ大会で開催する野球、ソフトボール、バレーボール、グラウンドゴルフ等は補助の対象外となります。

※1申請団体につき年2事業までとなります。

2. 対象となる経費

食糧費（弁当に係るものを除く）、賞品等購入費、会場設営費、消耗品費等です。

3. 補助金の額

地区運動会については、当該年度の4月1日現在の自治会等加入世帯数に応じて、次表に掲げる補助金の額となります。

軽スポーツ大会及びその他のスポーツ事業に関する補助金の額は、同表の補助金の額の2分の1となります。ただし、補助金の額は補助対象経費を限度額とします。

自治会等加入世帯数	補助金の額	自治会等加入世帯数	補助金の額
99世帯以下	20,000円	100世帯以上 199世帯以下	30,000円
200世帯以上 399世帯以下	40,000円	400世帯以上 599世帯以下	50,000円
600世帯以上 799世帯以下	60,000円	800世帯以上 999世帯以下	70,000円
1,000世帯以上 1,299世帯以下	80,000円	1,300世帯以上 1,599世帯以下	90,000円
1,600世帯以上 1,899世帯以下	100,000円	1,900世帯以上	110,000円

※他の公共団体等から補助をもらっている場合は対象になりません。

4. 申込方法

補助金の交付を受けようとするときは、関市指定様式によりスポーツ推進課まで申請してください。申請があったときは、これを審査して補助金の交付決定を行い申請者に通知します。

※申請時は大会要項（自治会に回覧したチラシ等）も添付してください。

※大会開催後の申請は受付できませんのでご注意ください。

事業が完了したときは、速やかに関市指定様式により実績報告書（対象経費を支払ったことが分かる書類の写し等含）を提出していただき、補助金額確定後、申請者からの請求により交付します。

※中止により事業を実施しなかった場合は補助金の交付はできません。

5. 申請・お問い合わせ先

〒501-3802 関市若草通2丁目1番地 アテナ工業アリーナ内（関市総合体育館）

関市協働推進部スポーツ推進課 窓口時間 8:30~17:15 休館日：月曜日（祝日除く）

・電話：0575-23-7766 ・FAX：0575-23-7765 ・E-mail sports@city.seki.lg.jp